

## 第1章 徳島県震災復興都市計画指針の目的等

### 1-1 徳島県震災復興都市計画指針の目的

本格的な人口減少・超高齢社会問題など、本県の都市を取り巻く環境は刻一刻と変化しており、また一方で、切迫する「南海トラフの地震」や「中央構造線活断層地震」への備えなど、いかなる大規模地震にも対応できるよう、防災・減災対策が喫緊の課題となっている。

今後の都市づくりにおいては、都市機能や居住機能を都市の中心部等に集約化・誘導を図るとともに、交通ネットワーク及び情報ネットワークで結び連携を強化する「地方創生拠点連携型」の都市づくりを目指すとともに、あらゆる自然災害から「安全・安心して暮らせる」都市づくりという視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生という視点などから都市づくりに取り組むことが求められている。

東日本大震災においては、

- ・復興方針が定まらないことによる復興計画策定の遅れ
- ・復興事業や仮設住宅用地の確保が難航、住民との合意形成が進まないことによる復興事業の長期化
- ・自治体職員の知識、経験、人手不足による復興業務の着手の遅れ

などの課題がみられた。

そこで、これまで講じられてきた防災・減災対策と併せ、土地利用の規制緩和による安全な場所（高台等）への建物移転などの「事前復興」を加速するとともに、平時から被災後を想定して速やかな復興が実現されるよう検討し、準備しておく「復興事前準備」の取組が重要となる。

復興まちづくりに向け、「事前復興・復興事前準備」の取組を進めることは、被災後の円滑な復興に役立つだけでなく、人口減少・少子高齢化等の課題等も踏まえた「中・長期的なまちづくり」を検討する契機となる。このため、単に災害対応の観点だけでなく、「平時におけるまちづくりの一環」として位置付けることが重要となる。

今回策定する「徳島県震災復興都市計画指針（以下「指針」という）」は、都市計画区域内における都市の迅速な復興のため、「復興に資する事前準備」として、平時より取り組んでおくべき事項をとりまとめるとともに、被災直後から復興都市計画策定までの流れや留意点等を整理したものである。

復興まちづくりに携わる実務担当者は、本指針により復興適応力を向上し、創造的復興を実現できるよう努められたい。

なお、国においても以下のような、復興まちづくりにおける手順や留意事項、事前対策等をまとめたガイダンス等を策定しているため、これらについても適宜参考とし、取組を推進することとする。

- ・津波被害からの復興まちづくりガイダンス（平成28年5月）
- ・四国における津波災害からの復興まちづくりに向けた事前対応の手引き  
（平成29年3月）
- ・復興まちづくりイメージトレーニングの手引き（平成29年4月） 等

## 1-2 復興まちづくりの理念と方針

本県においては、『地方創生拠点連携型の都市づくり』『安全・安心して暮らせる都市づくり』を合わせて取り組むことにより、コンパクトでレジリエントな都市を創生することを「復興まちづくりの理念」とし、「平時のまちづくり」「復興まちづくり」のいずれにおいても、この理念を基に以下の方針により事前復興に取り組むこととする。

### 方針1 「バックキャスト方式」による未来を見据えた新たなまちづくり

効率的な都市経営を進めるため、立地適正化計画による都市機能の集約や居住誘導を行うとともに、地域公共交通により各拠点を交通ネットワークで結び、ICTを活用し、地域間を情報ネットワークで結ぶことで連携を強化し、持続可能なまちづくりを目指す。

また、バックキャスト方式により、理想とする未来像の実現に向け、復興方針や目標像を都市計画マスタープランへ位置付けるとともに、防災・減災対策を適宜見直し、取組を推進していく。

### 方針2 戦略的な土地利用による「都市空間リダンダンシー」の確保

応急仮設住宅用地の確保のため、平時は「公園等」として、発災時は「応急仮設住宅用地」として活用できるリバーシブルな公園整備を進めるとともに、土地利用の規制緩和による安全な地域（高台等）への建物移転など事前復興による新たな拠点の創出や、ストックマネジメントによる低未利用地の利用を促進するなど、戦略的な土地利用による都市空間リダンダンシー（施設の多重化や災害時利用可能な余剰地）の確保を目指す。

### 方針3 「まちの復興を協創」する新たなネットワークづくり

大学や建築士会等の有識者・専門家と「復興支援連携協定」を締結し、住民と行政をつなぐ調整役として、復興体制の強化を図るとともに、住民・専門家・行政が連携し、復興まちづくり案を事前に検討・作成するなど、まちの復興を協創する新たなネットワークを構築することを目指す。

### 方針4 被災後、速やかに復興業務に着手できる「シームレスな体制」づくり

復興まちづくりイメージトレーニングを、津波や活断層地震などによるあらゆる被害を想定して実施し、復興課題を把握するとともに、「平時のまちづくり」と「復興まちづくり」をシームレスに行える人材（復興まちづくりコーディネーター）を各自治体に育成し、速やかに復興業務に着手できる仕組み・体制づくりを目指す。

### 1-3 指針の対象とする範囲

大規模な地震災害発生後の対応としては、被災後間もない「応急対策の段階」から、「本格的な復旧対策」を経て、各地域の実情、被災特性、被災住民のニーズに即した「本格的な復興対策」と大きく分けて3段階となる。

復興まちづくりは、主に「都市の復興」、「生活の復興」及び「住宅の復興」並びに「産業の復興」により構成されるが、このうち、都市基盤や土地利用などの都市計画に関わる「都市の復興」は、生活、住宅及び産業などの復興の根幹となるため、被災住民との連携や調整等の手続が重要となる。

本指針は、この「都市の復興」を対象とするものである。

本指針で示す「都市の復興」は、県・市町村に設けられる震災復興本部が復興全体に関わる総合計画として策定することとされている「復興方針」や「復興計画」と調整を取りながら進める必要がある。

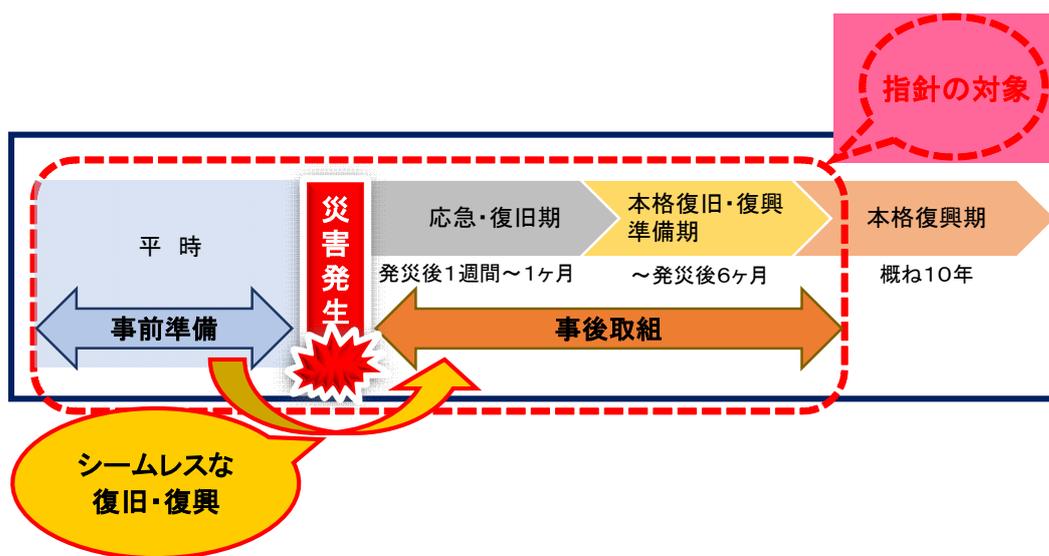


図1-1 指針の対象とする範囲

## 1-4 指針が想定する災害の種類及び規模

対象とする災害は、徳島県において発生が懸念される「南海トラフ地震」及び「中央構造線活断層地震」によるものとする。被害の規模については、最大クラスの被害想定では甚大な被害が発生するとされているが、「災害には上限がない」ことを前提とし、本指針は、いかなる大規模地震にも対応できるよう事前準備を進めることとする。

### ○南海トラフ巨大地震被害想定について

『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）』（平成25年7月31日公表）

『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）』（平成25年11月25日公表）

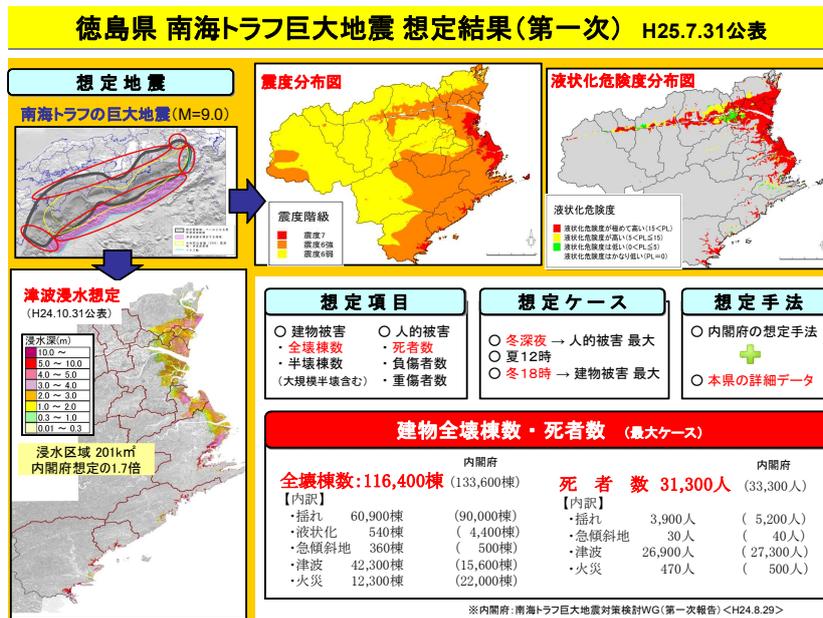


図1-2 南海トラフ巨大地震被害想定①

### 徳島県 南海トラフ巨大地震 想定結果（第二次） H25.11.25公表

主な想定結果（定量被害）				
<b>○ライフライン被害</b>				
・上水道(断水率)				
直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	
92%	73%	56%	22%	
・下水道(支障率)				
直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	
79%	79%	26%	1%	
・電力(停電率)				
直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	
98%	72%	47%	38%	
・通信<固定電話>(不通率)				
直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	
98%	75%	34%	14%	
・ガス<都市ガス>(停止率)				
直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	
100%	100%	63%	0%	
<b>○交通施設被害</b>				
・道路:被害箇所数	1,600箇所			
・鉄道:被害箇所数	550箇所			
・港湾:被害ハース数	220箇所			
防波堤被災延長	6,000m			
<b>○生活支援者等(最大)</b>				
・避難者:	362,600人			
・入院需要:	9,300人			
・廃棄物:	1,600~2,200万トン			
・仮設住宅:	70,200戸			
・孤立集落:	140集落			
<b>○経済被害</b>				
・直接経済被害:	6兆4,000億円			

図1-3 南海トラフ巨大地震被害想定②

○中央構造線・活断層地震被害想定について

『徳島県中央構造線・活断層地震被害想定』（平成29年7月25日公表）

**徳島県中央構造線・活断層地震 被害想定の概要**

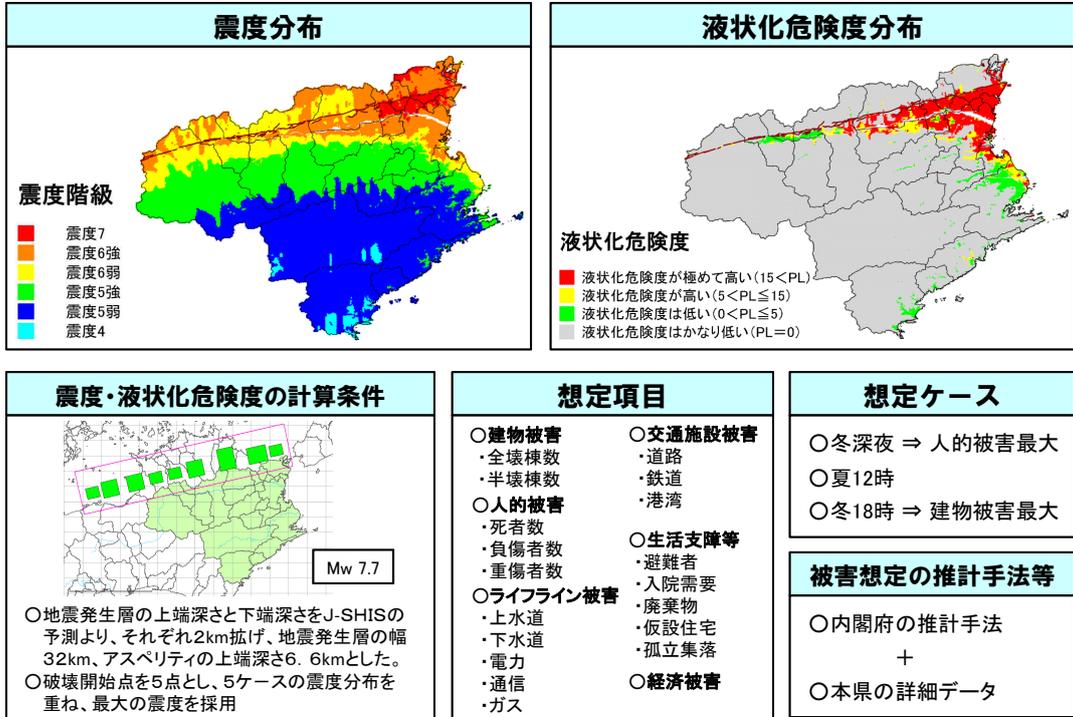
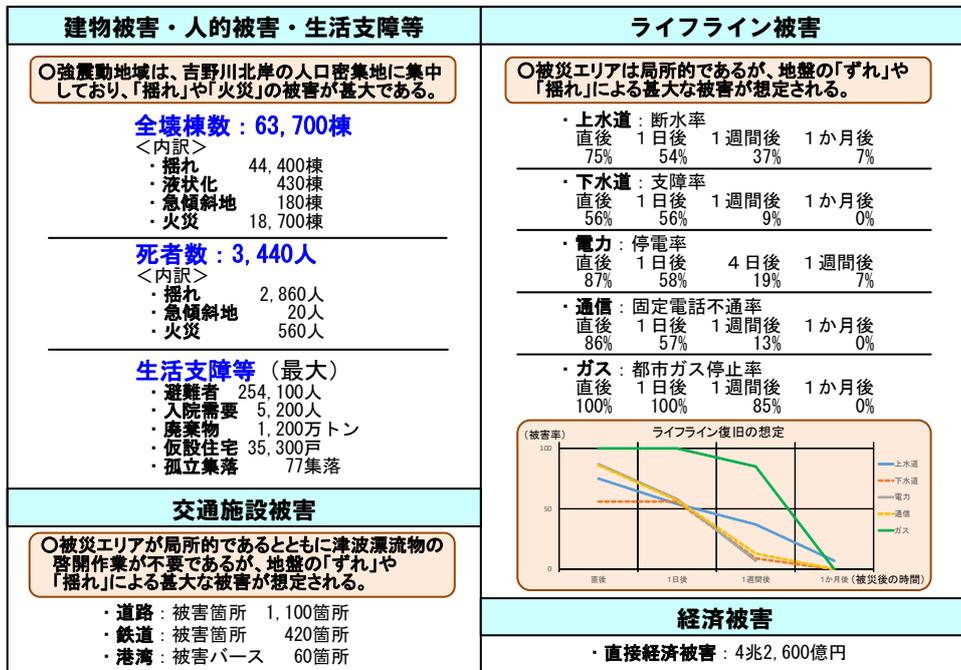


図1-4 中央構造線・活断層地震 被害想定概要①



※各項目の数字については、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

図1-5 中央構造線・活断層地震 被害想定概要②

## 1-5 指針の位置付け

本指針は、平成29年10月に「徳島県地域防災計画」の中に新たに位置付けられた「復興事前準備の取組」として、都市の復興を迅速かつ円滑に進めるため、策定するものである。

本指針で記載する対策については、都市計画決定を含め、多くは市町村で実施されるものであるため、対象とする被災地域の想定等、地域の実情に即した対応等については、必要に応じて市町村において検討するものとする。

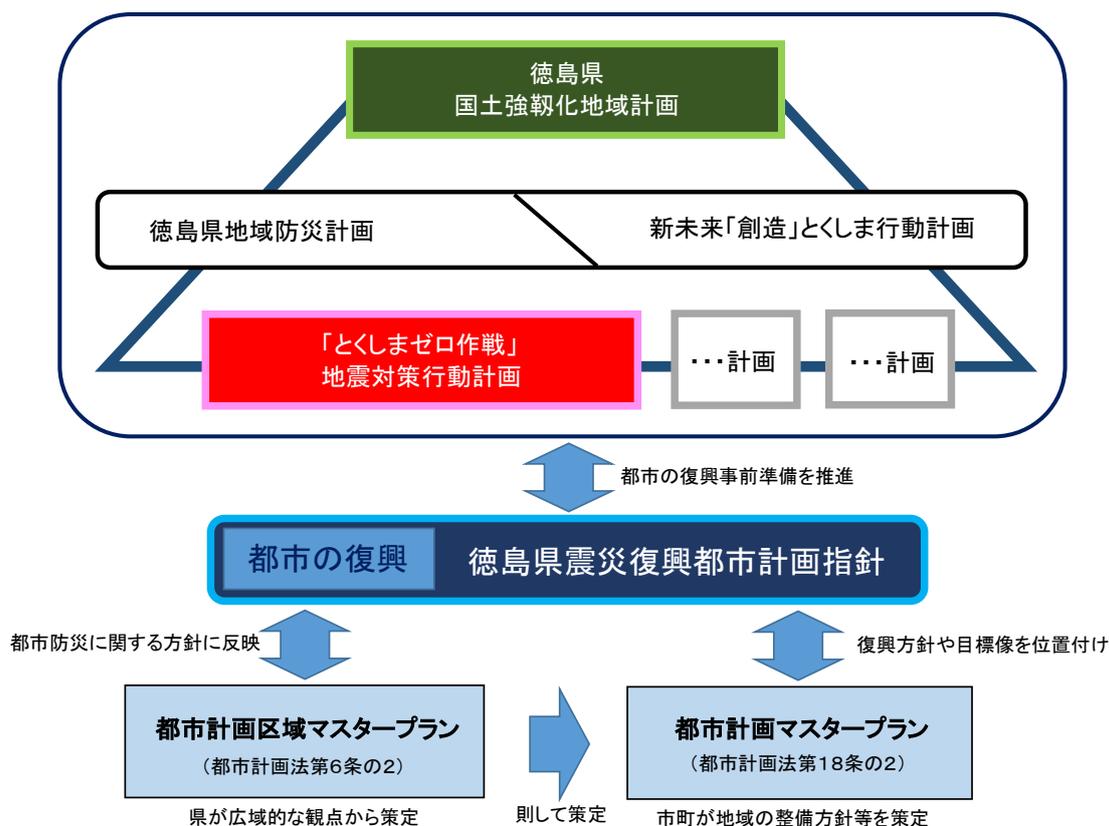


図 1-6 指針の位置付け